

資格登録停止措置の概要

- 1. 資格登録停止措置業者名
名古屋電機工業株式会社(愛知県あま市篠田面徳29-1)[1000010164]
- 2. 資格登録停止措置の期間
令和7年10月29日 ~ 令和7年11月28日(1か月)
- 3. 資格登録停止措置の地域
地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域
- 4. 事実概要
当該資格登録者は「名古屋第二環状自動車道 名古屋西JCT～飛島JCT間LED式固定標識設備改造工事」(名古屋支社発注)において、引き渡された工事目的物である標識支柱ベースプレート部に、締め付け不足によるナットの緩み、無収縮モルタルの破損、座金の未設置が確認されるという過失による粗雑工事を発生させた。
- 5. 資格停止措置理由
資格登録者である上記事業者が、過失により工事を粗雑にしたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表11第2号(過失による粗雑工事・調査等)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表11>

措置要件	期間
(過失による粗雑工事・調査等) 2 会社の発注に係る工事・調査等の施行に当たり、過失により工事・調査等を粗雑にしたと認められるとき(引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)が軽微であると認められるときを除く。)	発生地域について 当該認定をした日から1月以上6月以内

○問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)